

米原市教育委員会規則第6号

米原市部活動地域移行検討委員会規則をここに制定する。

令和6年6月24日

米原市教育長

米原市部活動地域移行検討委員会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、米原市附属機関設置条例（平成28年米原市条例第3号）第2条の規定により設置する米原市部活動地域移行検討委員会（以下「委員会」という。）の組織、運営その他必要な事項について定めるものとする。

(委員長)

第2条 委員会に、委員長を置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 委員長に事故があるとき、または委員長が欠けたときは、あらかじめ指名するその委員が、その職務を代理する。

(会議)

第3条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、委員長は会議の議長となる。

2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ、開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 会議は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求めて、その意見または説明を聴くことができる。

(庶務)

第4条 委員会の庶務は、教育部学校教育課において処理する。

(その他)

第5条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

付 則

【資料1】

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(会議の招集)

- 2 条例第4条第2項に規定する委嘱後初めて開かれる会議は、第3条第1項の規定にかかわらず、教育長が招集する。